群馬伊勢崎商工会青年部規約

(目的)

第1条 この規約は、群馬伊勢崎商工会定款(以下「定款」という。)第53条の規定に基づき、青年部の組織及び運営等について、定款に定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 本部は、群馬伊勢崎商工会青年部(以下「青年部」という。)と称する。

第3条 青年部の事務局は群馬伊勢崎商工会内に置く。

(部員の資格)

第4条 青年部員たる資格を有する者は、本商工会の会員たる商工業者(法人にあってはその役員 またはその親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、年齢45歳以下の者と する。

但し、年度中に上記制限年齢に達するときは、その年度内は制限年齢を越えて部員の資格を有する。

(特別部員)

- 第5条 前条の部員たる資格を有しない者であっても、本商工会の会員たる商工業者の営む事業に 従事する年齢45歳以下の者で、青年部の活動趣旨に賛同するものは、青年部理事会の承認を得て、 特別部員となることができる。
- 2 第6条から第9条まで(加入、部費、脱退、除名)の規定は、特別部員について準用する。 (加入)
- 第6条 青年部に加入するときは、別に定める加入申込書を提出し、青年部理事会の承認を得なければならない。

(部費)

- 第7条 部員は毎年所定の納期までに所定の部費を納入しなければならない。
- 2 部費の金額並びにその支払方法は理事会の議決を経て別に定める。

(脱退)

- 第8条 青年部を脱退するときは、その理由を記載した退部届を提出しなければならない。 (除名)
- 第9条 青年部の体面を傷つけ又は青年部の目的に反する行為のあった部員に対しては、青年部総会の議決により除名することができる。

(役員)

- 第10条 青年部に役員として、部長1人、副部長2人のほか、理事14人、直前部長1人、監事 2人を置く。
- 2 削除
- 3 直前部長は前任の部長が選任され、部員資格制限年齢に達していてもなお役員の職務を行うも のとする。

(顧問)

- 第10条の2 青年部に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は部長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は部長が必要と認めたとき部長の諮問に応ずる。
- 4 第16条(役員の任期)の規定は、顧問について準用する。

(役員の職務)

- 第11条 部長は、青年部を代表し、部務を総理する。
- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故のあるとき又は部長が欠けたときは、あらかじめ部長の

定めた順位により、その職務を代理し又は代行する。

- 3 理事は、部長及び副部長を補佐し、部務を掌理し、部長、副部長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ部長の定めた順位により、その職務を代理し又は代行する。
- 4 監事は、部務及び会計の状況を監査し、その結果を青年部総会へ報告する。
- 5 直前部長は、役員会に出席し、その経験に基づき部務を助言する。

(忠実義務)

第12条 役員は、法令、定款、規約及び総会の決議事項を遵守し、忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の任免等)

- 第13条 役員は、青年部総会において選任し又は解任する。
- 2 青年部長は、定款第52条第2項に規定する部長、副部長の変更について承認を求めるときは、 あわせてその他の役員の変更についても報告しなければならない。
- 3 監事は、他の役員と兼ねることはできない。

(欠格事項)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員になることはできない。
- (1) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権しない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者

(役員の任期)

- 第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了し又は辞任した場合も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。 (総会)
- 第16条 青年部総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、部長が招集する。
- 2 通常総会は、毎年度終了後2月以内に、臨時総会は、部長が必要と認めたとき、理事会に諮って招集する。
- 3 青年部員は、部員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的、招集の理由を記載した書面を部 長に提出して、総会の招集を請求することができる。この場合、部長は、請求のあった日から3 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 前項の規定により総会招集の請求をした部員は、請求した日から2週間以内に部長が招集の手続きをとらないときは、商工会長の承認を得て総会を招集することができる。
- 5 部長の職務を行う者がいない場合において、部員の5分の1以上の同意を得たときは、商工会 長の承認を得て部員が総会を招集することができる。
- 6 総会の招集は、会日の1週間前までに、会議事項、日時、場所を明らかにして通知しなければ ならない。

(議決事項)

- 第17条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
- (1) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (2) 会費に担当する部費の決定又は変更
- (3) 事業報告及び収支決算

(総会の成立、議決要件等)

- 第18条 総会は、部員の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することはできない。
- 2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会の議長は、出席者の互選による。
- 4 総会の運営について、この規約に定めのない事項については、定款の規定を準用する。 (理事会)

- 第19条 青年部に理事会を置く。
- 2 理事会は、部長、副部長及び理事の全員をもって組織する。
- 3 理事会は、部長が招集する。
- 4 理事会の招集は、会議事項、日時及び場所を明らかにして通知しなければならない。
- 5 理事会の議長は、部長をあてるものとする。

(理事会付議事項)

- 第20条 本規約で別に定めるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。
- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 部務の執行に関する重要な事項

(報告、承認事項)

第21条 前条及び第18条各号に掲げる事項については、あらかじめ商工会長に報告し、承認を 得なければならない。

(委員会)

第22条 青年部の運営上必要があると認めるときは、青年部理事会の議決を経て、委員会を置く ことができる。

(事業年度)

- 第23条 青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。 (経費)
- 第24条 青年部の経費は、部費、補助金その他の収入をもってあてる。

(施行委任)

第25条 この規約の施行について必要な事項は、青年部理事会において別に定めるものとする。 附則

(実施の時期)

- 1 この規約は、本部成立の日(平成18年4月1日)から施行する。
- 2 本部設立当時の役員の任期は、第16条第1項(役員の任期)の規定にかかわらず1年とする。 (加入手続き)
- 3 平成18年3月31日において、赤堀町商工会青年部、東村商工会青年部並びに境町商工会青年部に所属する部員については、本規約第7条に定める加入手続きを完了したものとみなす。

附則

(実施の時期)

この規約の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則

(実施の時期)

この規約の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。 附則

(実施の時期)

この規約の一部改正は、平成24年5月24日から施行する。

附則

(実施の時期)

この規約の一部改正は、平成25年5月24日から施行する。

附則

(実施の時期)

この規約の一部改正は、定款変更認可の日(平成26年6月2日)から施行する。

附則

(実施の時期)

この規約は、平成31年5月24日から施行する。

加入申込書

このたび私は群馬伊勢崎商工会青年部の規約を承認し、加入致したく申し込みます。

令和 年 月 日

群馬伊勢崎商工会青年部長様

住 房	<u>斤</u>				
事業所の名称					
氏 4			(FI)		
生年月日	日 昭和・平成	年	月	日	
電言	舌				
携帯電話	舌				
F A X					
メール					

特别部員加入申込書

このたび私は群馬伊勢崎商工会青年部の規約を承認し、加入致したく申し込みます。

令和 年 月 日

群馬伊勢崎商工会青年部長様

住	Í				
事業所の名称	*				
氏 名	, I		(FI)		
生年月日	日 昭和・平成	年	月	日	
電話	<u> </u>				
携带電話	5				
F A X					
メール					